

○佐渡近世略年表（参考）

	佐 渡 関 係	全 国
元禄 三年（1690）	○萩原重秀、佐渡奉行となる（～正徳二）	
四年（1691）	○ 〃 四月来島（在島三カ月） ○元禄検地（実耕作者による実刈高の帳面提出）。この年の年貢四万五千石（前年の倍額）となる。 ○南沢疏水坑道開墾工事始まる（元禄九年完成）	○別子銅山の開山。
六年（1693）	○萩原奉行による一国実測検地実施。翌年検地帳が村々へも渡される。	
八年（1695）	○金銀山入用として江戸から一万両（年）（以下江戸からと略）	○萩原重秀、貨幣改鑄（元字金銀）○長崎貿易定額超過分は銅支払○釜山開発奨励○奥羽、北陸飢饉
九年（1696）	○江戸から小判七千両	○萩原重秀、勘定奉行となる○不作、米価騰貴
十年（1697）	○江戸から一万五千両	○新旧貨幣交換
十一年（1698）	○江戸から小判一万六千両○十二月御蔵米払底	
十二年（1699）	○江戸から二万五千両	○華美な風俗を禁ず
十三年（1700）	○江戸から二万両○飢饉	
十四年（1701）	○米不足、出雲崎から回米○江戸から一万両	○銀座に命じ、諸国産銅買上げ
十五年（1702）	○越後米五千石回米○元禄四年～十五年迄の金銀山御入用高合計二十五万九二七〇両	○奥羽飢饉○酒造高制限○煙草の本田畑栽培許可
十六年（1703）	○頻繁な洪水	
宝永 四年（1707）		○富士山噴火
六年（1709）	○金銀山中尾間歩、御直山となる	○生類あわれみ令解除○新井白石登用される
七年（1710）	○五月江戸から巡見使渡海、宝永の訴願	○金銀改鑄○村上藩八五ヶ村百姓江戸へ越訴
正徳 二年（1712）	○佐渡奉行二人制となる。奉行河野勘右衛門（～享保六）・神保新五左衛門（～享保六）○畑年貢のほかに煙草植元・茶植元から徴税	○萩原重秀罷免
三年（1713）	○（請座の初）各種の商品に新税○河野奉行、奉行所機構改革○奉行二人着任（奉行在国）	○諸国に養蚕・製糸奨励○大庄屋制廃止、代官風吏の不正追及
四年（1714）	○痘瘡流行	
五年（1715）	○奉行北条新左衛門（～享保七）○永代名主の禁令○不作	○長崎貿易の新令
享保 元年（1716）	○前年不作米価高騰○巡見使渡海、奉行所役人増による経費増・煙草二重課税を訴え○北条奉行渡海、河野奉行と争い	○八代吉宗○白石罷免○諸国へ巡見使派遣
三年（1718）		○お蔭参り流行
四年（1719）	○年貢の定免制が恒久化（検見取法打切り）	○相对済し令
六年（1721）	○奉行小浜志摩守（寺泊から赤泊港上陸。～享保十） ○悪疫流行	
七年（1722）	○疫病大流行、幕府医官を薬草見分けのため派遣	○新田開発の奨励○上げ米制
九年（1724）		○儉約令
十四年（1729）		○太宰春台『経済録』
十七年（1732）	○奉行萩原源左衛門（～元文元）○凶作	○西日本に強訴、打壊し（享保の大飢饉）
十八年（1733）	○奉行所から各種作物植付け指示	○米価急騰○江戸で打壊し
十九年（1734）	○奉行萩原源八郎（～享保二十）	
二十年（1735）		○青木昆陽『甘藷考』
元文 元年（1736）	○各地で新田開発進む○山田村太郎右衛門ら翌年にかけて辰巳村を開く（七六町歩）○萩原奉行長崎	○産銅減少のため長崎来航中国船制限

	佐 渡 関 係	全 国
	奉行に転任(この後、干鮑、イリコなど長崎俵物を仕立て、回送)	
寛保 元年(1741)		○農民の逃散・強訴禁止
二年(1742)	○奉行島田甚五郎(～延享二)	○「公事方御定書」
延享 元年(1744)	○『佐渡名勝志』	○諸国に買置米を命ず
三年(1746)	○植付け後大旱魃、翌年春にかけて国中大飢饉	
四年(1747)		○幕府、勘定奉行に検見取法復活を命ず。
寛延 二年(1749)	○奉行鈴木九十郎(～寛延三)	
三年(1750)	○寛延一揆起こる。二〇八村百姓代表四名、二八カ条の訴状をもって江戸へ強訴。	○農民の強訴厳禁
宝暦 元年(1751)	○国産品の他国出しか許される	
二年(1752)	○一揆関係者判決下る	
三年(1753)	○代官制実施。地方・銀山方が代官支配となり、藤沼源左衛門・横尾六右衛門が渡海。	
五年(1755)	○気候不順のため凶作、小倉・猿八村で餓死者出る	○奥羽地方冷害○大坂米価暴騰
六年(1756)	○奉行石谷備後守清昌(～宝暦九年)	
八年(1758)	○高田備寛『佐渡四民風俗』○金銀山再び奉行所支配となる○諸拝借兼捐令(役人貧困の救済)	
九年(1759)	○石谷奉行、佐渡の民政について幕府に意見書提出	○石谷奉行、幕府勘定奉行となる
明和 元年(1764)		○長崎貿易不振のためイリコ・干鮑などの生産を奨励
二年(1765)	○奉行夏目藤四郎(～明和六)	○オランダ船から金銀銭輸入
三年(1766)	○国仲この年と翌年大雨洪水で凶作	
四年(1767)	○明和一揆	○田沼意次側用人となる
五年(1768)	○夏目奉行、百姓に救恤を実施○幕府の指示で代官制廃止	
七年(1770)	○暹照坊智専、明和一揆抗訴の罪で死刑	○諸国旱魃
安永 元年(1772)		○田沼意次老中となる○長崎貿易制限令を緩和(俵物・銅を輸出し、金銀を輸入)○諸国凶作
二年(1773)	○奉行拓植三蔵(～安永四)	○諸国で疫病流行
三年(1774)	○江戸奉公稼多くなる	○『解体新書』
六年(1777)	○米高値を理由に罷業、銀山製錬所停まる	○農民の離村(江戸奉公稼)取締を厳しくする
七年(1778)	○相川金銀山水替人足始まる	○長崎から輸出する俵物の増産奨励
八年(1779)	○夷渡が年貢米大坂回しの積出し港となる	
天明 三年(1783)	○新町村山本半右衛門、幕府から両替商を命ぜらる	○天明の大飢饉(～七年)○大槻玄沢『蘭学階梯』
六年(1786)	○奉行久保田十左衛門(～天明八)	○手賀沼開拓着手○田沼意次失脚
七年(1787)		○松平定信老中となる(寛政改革の始まり)○儉約令
寛政 五年(1793)	○奉行大林与兵衛(～寛政九)	○定信、老中を辞す
六年(1794)	○物資の他国出しを抑制	
享和 三年(1803)	○伊能忠敬ら佐渡海岸測量	
文政 八年(1825)	○奉行所内に修教館建設、学問・武術の稽古始まる	
天保 九年(1838)	○上山田の善兵衛を中心に一國一揆起こる	
十一年(1840)	○川路聖謨入国。一國騒動の後始末に当る。(～翌年五月まで)	

(注) 主として田中圭一著『天領佐渡(2)』刀水書房に拠った。